

高知県犬及び猫の譲渡実施要領（登録団体等）

（目的及び趣旨）

第1条 この要領は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現及び人と動物の安全の確保の構築を目的とし、動物の愛護及び管理に関する法律及び高知県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、小動物管理センター（以下「センター」という。）に収容された犬及び猫（以下「動物」という。）を適正に飼養できると認める新たな飼養者に譲渡するために必要な事項を定めるものとする。

（登録団体等）

第2条 動物を譲渡できる対象者は、一時飼養の後に終生飼養を目的とした新たな飼養者探しの活動を行う個人又は団体のうち、高知県から譲渡団体等登録証の交付を受けた譲渡団体等（以下、「登録団体等」という。）とする。

（登録団体等の要件）

第3条 登録団体等は、次に掲げる各号をすべて満たしていなければならない。

- （1）高知県の譲渡事業に協力し、新たな飼養者への譲渡を非営利の活動として行う個人又は団体であること。
- （2）動物愛護精神の高揚及び適正飼養の普及啓発を目的とした活動を行う個人又は団体であること。
- （3）活動実績及び活動趣意が高知県の実施する譲渡事業の趣旨に沿っていること。
- （4）譲渡事業の全ての任に当たる代表者又は責任者が高知県内に在住する成人であること。
- （5）高知県内（高知市を除く。以下、同じ。）に動物を適正に飼養することができる施設等を有し、新たな飼養者が決まるまでの間、自己の責任において適切な管理ができること。
- （6）飼養場所が借家の場合、動物の飼養が承認されていることが、書面で確認できること。
- （7）役員名簿、活動報告書、飼養場所の見取図及び譲渡報告書等を提出できること。ただし、個人の場合は、役員名簿の提出は必要ない。
- （8）代表者又は責任者及び新たな飼養者が決まるまで動物を飼養する会員等は、福祉保健所（以下「保健所」という。）が実施する講習等を受けていること。
- （9）これまでに動物の飼養が原因による苦情等が出ていない、若しくは苦情の原因が改善されていること。
- （10）必要書類の記載事項に虚偽が認められないこと。

- (11) 動物の愛護及び管理に関する法律、高知県動物の愛護及び管理に関する条例、狂犬病予防法、その他関係法令に違反していないこと。

(登録団体等の遵守事項)

第4条 登録団体等は次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- (1) 譲り受けた動物について、他の譲渡団体等への再譲渡を行わないこと。ただし、本要領による登録団体等又は他自治体等において登録を受けた譲渡団体等に対しては譲渡できるものとする。
- (2) 動物の習性及び生理等に応じて適正に飼養・保管し、動物の健康及び安全を保持すること。
- (3) 人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように責任をもって飼養又は保管すること。
- (4) 飼養施設及び管理等については、『第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成25年4月25日環境省告示第47号）』に準じて実施すること。
- (5) 営利を目的として、譲り受けた動物を譲渡しないこと。
- (6) 終生飼養を目的とした新たな飼養者を決定する場合は、高知県犬及び猫の譲渡実施要領（終生飼養者）第3条第1項各号に適合する者（以下、「終生飼養者」という。）とすること。ただし、飼養を希望する者が要領第3条第1項第14号に規定する講習を受講していない場合、保健所が実施している講習会の趣旨に沿った講習会と同程度の講習を登録団体等が実施することで保健所が実施する講習に代えることができる。また、保健所が実施する講習と同等以上であると認められる講習等を新たな飼養者が受けている場合についても、保健所が実施する講習に代えることができる。
- (7) 前号のただし書により、新たな飼養者に対し講習を実施する登録団体等は保健所が実施する講習を年1回以上受けること。
- (8) 譲り受けた動物を新たな飼養者に譲渡しようとする場合は、譲渡を希望する者に当該動物の情報を提供するとともに、必ず当該動物の現在の状態を直接見せ、確認し、双方合意のうえで譲渡を実施すること。
- (9) 新たな飼養者に対して、不妊去勢措置及び所有者明示措置の必要性を含め、譲り受けた動物に係る適正飼養の方法等について教示し確認すること。
- (10) 新たな飼養者に対し、保健所に情報提供及び保健所からの調査等に協力するよう承諾を得ること。
- (11) 譲り受けた動物を新たな飼養者に譲渡した場合は、速やかに報告すること。
- (12) 譲り受けた動物について、台帳等により管理すること。
- (13) 保健所が実施する指導及び立入調査等に協力するとともに、必要書類を提出すること。

- と。
- (14) 当該動物に起因する問題もしくは損害が発生した場合においても、自己の責任で処理すること。
- (15) 新たな飼養者に譲渡する活動を行ううえで知り得た個人情報了他者に漏らさないこと。
- 2 高知県又は高知市に収容された動物を譲り受け、他者に譲渡しようとする者は、必ず前項を満たすものとする。

(譲渡対象動物)

第5条 譲渡対象動物は、環境省の作成する『譲渡支援のためのガイドライン』に準じた基準で適性判定を受け選定された動物とする。

- 2 前項の規定により除外された動物のうち、動物個体の状況と登録団体等の飼養に関する能力、環境等を勘案し、福祉保健所長（以下「保健所長」という。）が適当と認めた動物は、譲渡対象動物とすることができる。ただし、その飼養について保健所から直接の助言等が必要と判断した動物については除外するものとする。
- 3 保健所長は、センターによる治療の継続又は保管が、動物の愛護及び管理に関する法律第2条の趣旨に反する、又は社会的合理性に著しく欠けると判断する動物は、前項及び前々項の規定にかかわらず、譲渡対象動物としないことができる。
- 4 譲渡は、終生飼養者への譲渡を優先するものとし、譲渡を希望する終生飼養者がいない場合に登録団体等へ譲渡するものとする。

(譲渡団体等登録)

第6条 高知県又は高知市に収容された動物を譲り受け、終生飼養者等に譲渡しようとする個人又は団体（以下、「団体等」という。）は、「譲渡団体等登録申請書」（様式第1）に必要な書類を添えて「誓約書（登録団体等）」（様式第2）とともに薬務衛生課長に提出する。

- 2 薬務衛生課長は、書類審査及び飼養場所への立入調査により、第3条各号に掲げる登録団体等の要件に適合していると認められる団体等については、台帳に登録し、飼養施設の所在地を所管する保健所毎に譲渡団体等登録証を交付する。
- 3 登録団体等は、第4条第1項各号に掲げる内容を遵守しなければならない。

(登録期間)

第7条 前条第2項の登録は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うものとする。

(登録の更新)

第8条 前条の登録の更新の申請は、当該登録の有効期間が満了する2か月前から有効期間が満了する日までの間に、「譲渡団体等登録更新申請書」(様式第3)による申請書を薬務衛生課長に提出して行うものとする。

- 2 登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の変更、休廃止)

第9条 登録団体等は、登録申請内容に変更等があった場合については、速やかに「譲渡団体等登録内容変更届出書」(様式第4)により、薬務衛生課長に届け出なければならない。

- 2 登録団体等は、活動を休止又は廃止した場合は、速やかに「譲渡団体等活動休止・廃止届出書」(様式第5)により薬務衛生課長に届け出るとともに、譲渡団体等登録証を返納しなければならない。
- 3 登録団体等は、活動を休止または廃止した場合は、高知県から譲り受けた動物について自己の責任で新たな飼養者を探すものとする。

(登録の取消)

第10条 薬務衛生課長は、登録団体等が、第3条各号に適合しなくなったと認められた場合及び第4条第1項各号に違反していると認められた場合には、当該登録団体等の登録の取り消しを行うことができる。

(譲渡対象動物の譲渡)

第11条 高知県から譲渡動物の譲渡を希望する登録団体等は、原則として、飼養施設の所在地を所管する保健所長へ「譲渡願」を提出しなければならない。

- 2 前項の提出を受けた保健所長は、譲渡を希望する登録団体等が第13条に定める報告について未提出のものが無いことを確認した後、動物の譲渡を決定する。

(譲渡の実施)

第12条 前条第2項で決定された譲渡を実施する場合、事前に譲渡希望者と保健所によって譲渡実施期限を設定する。

- 2 前項で設定された譲渡実施期限内においてセンターから代表者本人が動物を譲り受けなければならない。
- 3 前項の動物の譲受は、委任状を持って代理人に委任することができる。ただし、団体が動物の譲受を委任する場合は、会員から代理人を選出すること。

- 4 譲渡は、センター開所日の 8 時 30 分から 17 時 15 分の間にセンターにおいて行うものとする。
- 5 譲渡実施期限を過ぎても譲渡を実施できなかった場合、当該動物の譲渡を決定した保健所長は動物の譲渡を取り消すことができる。

(譲渡後調査及び報告)

第 13 条 動物の譲渡を受けた登録団体等は、次に掲げる報告を飼養施設の所在地を所管する保健所長に行わなければならない。

- (1) 譲り受けた動物を新たな飼養者に譲渡した場合は、「譲渡報告書」(様式第 6) に添付書類を添えて速やかに提出する。
- (2) 譲り受けた動物を新たな飼養者に譲渡できなかった場合は、動物を譲り受けた日から 60 日毎に、「譲渡動物飼養状況報告書(登録団体等)」(様式第 7) を速やかに提出する。
- (3) 譲り受けた動物が終生飼養者に譲渡される以前に死亡した場合は「譲渡動物飼養状況報告書(登録団体等)」を速やかに提出する。

附則

この要領は、平成 28 年 5 月 10 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

薬務衛生課長 様

申請者 住所

ふりがな

氏名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)

電話番号

譲渡団体等登録申請書

高知県犬及び猫の譲渡実施要領 (登録団体等) に基づき、次のとおり譲渡団体等登録を申請します。

1 団体等名称			設立年月日	
2 団体等所在地 責任者氏名等	所在地	〒		
	責任者氏名		電話番号	
	責任者住所	〒		
3 飼養施設等	(1) 所在地	〒		
		責任者名	電話番号	
	(2) 団体等との関係	<input type="checkbox"/> 団体等所有 / <input type="checkbox"/> 団体会員所有 / <input type="checkbox"/> その他 ()		
	(3) 概要	<input type="checkbox"/> 一戸建て (持ち家) / <input type="checkbox"/> 一戸建て (借家) / <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	(4) 周囲の環境	<input type="checkbox"/> 山林 / <input type="checkbox"/> 農地 / <input type="checkbox"/> 住宅地 / <input type="checkbox"/> 商業地 / <input type="checkbox"/> 工業地 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	(5) 設備の環境	<input type="checkbox"/> ケージ (個 / 材質) <input type="checkbox"/> 給水・排水設備 / <input type="checkbox"/> 洗浄設備 / <input type="checkbox"/> 消毒設備 / <input type="checkbox"/> 廃棄物の集積設備 <input type="checkbox"/> 動物の死体の一時保管場所 / <input type="checkbox"/> 清掃設備 / <input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> 遮光等の設備		
	(6) 飼養環境	<input type="checkbox"/> 屋内 / <input type="checkbox"/> 屋外 / <input type="checkbox"/> その他 ()		
(7) 逸走防止措置				
4 飼養する動物の種類及び最大飼養頭数				
5 添付書類		<input type="checkbox"/> 役員名簿 (団体のみ) / <input type="checkbox"/> 会員名簿 (団体のみ) <input type="checkbox"/> 団体規約 (団体のみ) <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図 / <input type="checkbox"/> 飼養施設付近の見取図 <input type="checkbox"/> 動物の飼養が承認されていることを示す書類 (借家、集合住宅のみ) <input type="checkbox"/> 活動概要書 / <input type="checkbox"/> 誓約書		

6 現在飼養している犬及び猫	<input type="checkbox"/> 飼養なし／ <input type="checkbox"/> 飼養あり（犬 頭／猫 匹） 犬の登録と狂犬病予防注射実施の有無（ <input type="checkbox"/> 有／ <input type="checkbox"/> 無） 猫の屋内飼育実施の有無（ <input type="checkbox"/> 有／ <input type="checkbox"/> 無） 不妊・去勢手術実施の有無（ <input type="checkbox"/> 有／ <input type="checkbox"/> 無）
7 団体等責任者及び飼養施設等責任者の福祉保健所からの指導歴	<input type="checkbox"/> 動物の適正飼養等について、指導、勧告又は措置命令等を受けたことがある。 （回数： 回／内容： ） <input type="checkbox"/> 指導されたことはない。
8 備考	

注1 飼養施設等が複数ある場合には、「3 飼養施設等」、「4 飼養する動物の種類及び最大飼養頭数」、「5 添付書類」のうち「飼養施設平面図」、「飼養施設付近の見取図」及び「動物の飼養が承認されていることを示す書類」並びに「6 現在飼養している犬及び猫」について、施設ごとに別紙に記載し、添付すること。

様式第2（登録団体等）

年 月 日

薬務衛生課長 様

申請者 住所

ふりがな

氏名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

誓 約 書（登録団体等）

高知県から動物を譲り受けるにあつて、高知県犬及び猫の譲渡実施要領（登録団体等）に基づき、第4条第1項各号の内容を遵守することを誓約します。

業務衛生課長 様

申請者 住所

ふりがな

氏名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

譲渡団体等登録更新申請書

高知県犬及び猫の譲渡実施要領（登録団体等）に基づき、次のとおり譲渡団体等の登録の更新の申請をします。

1 団体等名称		設立年月日	
2 団体等所在地 責任者氏名等	所在地	〒	
	責任者氏名	電話番号	
	責任者住所	〒	
3 飼養施設等	(1) 所在地	〒	
		責任者名	電話番号
	(2) 団体等との関係	<input type="checkbox"/> 団体等所有/ <input type="checkbox"/> 団体会員所有/ <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	(3) 概要	<input type="checkbox"/> 一戸建て（持ち家）/ <input type="checkbox"/> 一戸建て（借家）/ <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	(4) 周囲の環境	<input type="checkbox"/> 山林/ <input type="checkbox"/> 農地/ <input type="checkbox"/> 住宅地/ <input type="checkbox"/> 商業地/ <input type="checkbox"/> 工業地 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	(5) 設備の環境	<input type="checkbox"/> ケージ（ ）個/材質（ ） <input type="checkbox"/> 給水・排水設備/ <input type="checkbox"/> 洗浄設備/ <input type="checkbox"/> 消毒設備/ <input type="checkbox"/> 廃棄物の集積設備 <input type="checkbox"/> 動物の死体の一時保管場所/ <input type="checkbox"/> 清掃設備/ <input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> 遮光等の設備	
	(6) 飼養環境	<input type="checkbox"/> 屋内/ <input type="checkbox"/> 屋外/ <input type="checkbox"/> その他（ ）	
(7) 逸走防止措置			
4 飼養する動物の種類及び最大飼養頭数			
5 添付書類		<input type="checkbox"/> 役員名簿（団体のみ）/ <input type="checkbox"/> 会員名簿（団体のみ） <input type="checkbox"/> 団体規約（団体のみ） <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図/ <input type="checkbox"/> 飼養施設付近の見取図 <input type="checkbox"/> 動物の飼養が承認されていることを示す書類（借家、集合住宅のみ） <input type="checkbox"/> 活動概要書/ <input type="checkbox"/> 誓約書	
6 現在飼養している犬及び猫		<input type="checkbox"/> 飼養なし/ <input type="checkbox"/> 飼養あり（犬 頭/猫 匹） 犬の登録と狂犬病予防注射実施の有無（ <input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無） 猫の屋内飼育実施の有無（ <input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無） 不妊・去勢手術実施の有無（ <input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無）	

7 団体等責任者及び飼養施設等責任者の福祉保健所からの指導歴	<input type="checkbox"/> 動物の適正飼養等について、指導、勧告又は措置命令等を受けたことがある。 (回数： 回／内容：) <input type="checkbox"/> 指導されたことはない。
8 登録番号及び登録年月日	登録番号 登録年月日 年 月 日
9 備考	

- 注1 飼養施設等が複数ある場合には、「3 飼養施設等」、「4 飼養する動物の種類及び最大飼養頭数」、「5 添付書類」のうち「飼養施設平面図」、「飼養施設付近の見取図」及び「動物の飼養が承認されていることを示す書類」、並びに「6 現在飼養している犬及び猫」について、施設ごとに別紙に記載し、添付すること。
- 2 「5 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。なお、新規登録申請時から変更がないもの及び高知県犬及び猫の譲渡要領（登録団体等）第9条第1項に基づく変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については、省略することができる。
- 3 この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「9 備考」欄には、事務担当者の氏名及び電話番号を記載すること。

薬務衛生課長 様

届出者 住所

ふりがな

氏名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)

電話番号

譲渡団体等登録内容変更届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名

団体等の名称・所在地

責任者氏名・住所

役員氏名・住所

を変更したので、

飼養施設の所在地・構造・規模

高知県犬及び猫の譲渡実施要領（登録団体等）に基づき、次のとおり届け出ます。

団体等の名称				
団体等所在地 責任者氏名等	所在地	〒		
	責任者氏名			
	電話番号			
	責任者住所	〒		
登録番号			登録年月日	年 月 日
変更内容	変更前			
	変更後			
変更年月日		年 月 日		
変更理由				
添付書類	<input type="checkbox"/> 動物を飼養するにあたっての同意書（借家、集合住宅のみ） <input type="checkbox"/> 役員名簿（氏名及び住所） / <input type="checkbox"/> 会員名簿 / <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図 <input type="checkbox"/> 飼養施設付近の見取図 <input type="checkbox"/> 動物の飼養が承認されていることを示す書類（借家、集合住宅のみ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
備考				

注 1 「添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。

薬務衛生課長 様

届出者 住所

ふりがな

氏名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

登録団体等活動休止・廃止届出書

新たな飼い主を探す活動を（ 休止 ・ 廃止 ）したので、高知県犬及び猫の譲渡実施要領（登録団体等）に基づき、次のとおり届け出ます。

団体等の名称			
団体等所在地 責任者氏名等	所在地	〒	
	責任者氏名		
	電話番号		
	責任者住所	〒	
飼養施設の所在地	〒		
登録番号		登録年月日	年 月 日
休・廃止年月日	年 月 日		
理 由			
添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡団体等登録証		
備考			

福祉保健所長 様

報告者 住所

ふりがな

氏名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

電話番号

譲渡報告書

高知県犬及び猫の譲渡実施要領（登録団体等）に基づき、次のとおり報告書を提出します。

1 譲り受け日	年 月 日		
2 譲渡日	年 月 日		
3 動物の特徴	種類	毛色	
	性別	年齢（推定）	才（ か月）
4 団体等での飼養場所	住所		
	飼養管理者	電話番号	
5 譲渡先	住所		
	氏名	電話番号	
新たな飼養者の条件 <input type="checkbox"/> 適			
6 繁殖制限措置	<input type="checkbox"/> 不妊・去勢手術実施済み <input type="checkbox"/> その他（ ）		
7 講習等	<input type="checkbox"/> 有	県等の講習会受講日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 無	団体等による講習の受講日及び内容	年 月 日 内容（ ）
		その他	
8 譲渡に要した経費の授受の有無等	<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無		
	金額 円		
	内訳：ワクチン代 円 不妊去勢代 円 その他 円（内訳： ）		
9 添付書類	<input type="checkbox"/> 飼養状況確認票（別記のとおり） <input type="checkbox"/> 譲渡に要した経費の授受を証明する書類の写し（経費の授受があった場合のみ、内訳の金額が分かるもの） <input type="checkbox"/> 他の譲渡団体等へ譲渡した場合、第4条第1号のただし書に適合することを証明する書類		
10 備考			

福祉保健所長 様

報告者 住所

ふりがな

氏名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)

電話番号

譲渡動物飼養状況報告書 (登録団体等)

高知県犬及び猫の譲渡実施要領 (登録団体等) に基づき、次のとおり報告書を提出します。

1 譲り受け日		年 月 日		
2 動物の特徴	種類		毛色	
	性別		年齢 (推定)	才 (か月)
3 飼養場所	住所	〒		
	飼養者		電話番号	
4 犬の狂犬病予防注射		予防注射済票番号		
5 繁殖制限措置		<input type="checkbox"/> 不妊・去勢手術実施済み <input type="checkbox"/> その他 ()		
6 犬又は猫の状態		<input type="checkbox"/> 健康 / <input type="checkbox"/> 死亡 (原因 :) <input type="checkbox"/> その他 ()		
7 備考				

注 譲渡動物が猫の場合は、「4 犬の狂犬病予防注射」の欄は、記入の必要はない。

譲渡団体等登録証

住所

氏名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)

高知県犬及び猫の譲渡実施要領（登録団体等）の規定に基づき、上記の者を譲渡団体等対象者として登録する。

高知県健康政策部薬務衛生課長

印

1 団体等の名称

2 団体等所在地

3 団体等責任者

4 登録番号

5 登録年月日 年 月 日

6 更新年月日 年 月 日

7 有効期間の末日

8 飼養施設の所在地